

1 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日

条例第 5 号

（設置）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市障がい者(児)生活支援推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法(昭和 45 年法律 84 号)第 11 条第 3 号の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 の規定に基づく障害児福祉計画の策定と進捗に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、障がい者(児)施策にかかる総合的調整及び事業推進について意見交換を行う。

(平成 29 条例 23・一部改正)

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保健、福祉又は医療の関係団体等の推薦する者
- (2) 教育、就労、福祉又は保健の関係機関等の推薦する者
- (3) 一般市民等
- (4) 学識経験を有する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属団体	氏名	備考
交野市医師会	◎寶田 勝憲	
交野市歯科医師会	松野 大地	
北河内薬剤師会	羽尻 昌功	(～R2年6月)
	岩本 昌英	(R2年7月～)
交野市健やか部	川村 明	(～R2年6月)
	島田 国久	(R2年7月～)
交野市社会福祉協議会	青山 勉	
交野市民生委員児童委員協議会	前内 安一	(～R2年6月)
	梶 健治	(R2年7月～)
交野市身体障がい者福社会	高田 司	(～R2年6月)
	雲川 博之	(R2年7月～)
交野市障害児（者）親の会	須井 保蔵	(～R2年6月)
	下村 隆司	(R2年7月～)
交野市聴力障害者協会	加根田 勝	
交野市視覚障害者福社会	林 美智栄	
交野市精神障害者家族会	雲川 雅美	
大阪府四條畷保健所	狭間 礼子	
学識経験者	小寺 鐵也	
ワークハウスやわらぎ	中 夏彦	
交野自立センター	○八尾 康典	
ミルキーウェイ	平田 智美	
ハートフルステーションいわふね	川口 加代子	
障害者相談支援センター「かたの」	仲 佳子	
障がい児（者）相談支援センター「てらサポ」	天野 法	(～R2年6月)
	阿部 行男	(R2年7月～)
地域活動支援センター「みのり」	竹之中 裕子	
交野市ボランティアグループ連絡会	川下 武士	(～R2年6月)
	菊田 広子	(R2年7月～)
交野支援学校	蟻田 美智代	(～R2年6月)
	森野 友輔	(R2年7月～)
交野市教育委員会	坂本 愛	(～R2年6月)
	仁志 智加	(R2年7月～)
交野市立機能支援センター	中井 栄子	(～R2年6月)
	菅 和美	(R2年7月～)
支援センターさくら（北河内東障害者就業・生活支援センター）	北口 信二	
公募委員	桑山 雄次	
公募委員	梅本 雅明	

※◎：会長、○：副会長

3 計画策定経過

年 月 日	内 容
令和元年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年度第2回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置について ・「第4次障がい者（児）福祉長期計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」におけるアンケート調査について ・平成30年度障がい者自立支援協議会活動報告について ・児童発達支援の利用者負担無償化について
令和元年12月～ 令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所・グループホームへのアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・配布数（うち、有効回収数）…事業所調査：58件（31件） <li style="text-align: right;">グループホーム調査：6件（5件）
令和2年1月27日～ 2月7日	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・配布数（うち、有効回収数）…18歳以上：1,500件（737件） <li style="text-align: right;">18歳未満：300件（109件）
令和2年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ワークショップの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「理想の“かたの”」について話し合うワークショップを実施
令和2年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和2年度第1回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度障がい福祉施策の実績報告について ・「第4次障がい者（児）福祉長期計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」について
令和2年9月	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係団体等ヒアリング調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査団体数：22団体
令和2年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和2年度第2回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・「第4次障がい者（児）福祉長期計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」策定スケジュール（案）について ・第4次障がい者（児）福祉長期計画（素案）について ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について
令和2年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和2年度第3回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4次障がい者（児）福祉長期計画（素案）について ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について
令和2年12月14日 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和2年度第4回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4次障がい者（児）福祉長期計画（素案）について ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について
令和2年12月25日～ 令和3年1月31日	パブリックコメントの実施
令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和2年度第5回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの手続き結果について ・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について ・第4次障がい者（児）福祉長期計画（案）について

4 用語解説

【あ行】

◎意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは、「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」と定義されている。「障害者基本法」第3条においては「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

◎一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法の下で賃金の支払を受ける就労形態をいう。

◎医療的ケア

家族等が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。

◎インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化すること、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域社会において無償の初等教育及び中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を確保することとされている。

【か行】

◎基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務や相談支援事業所への指導・助言、権利擁護事業等の各種業務を行う。

◎高次脳機能障がい

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい（記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等）全般を指す言葉。

◎合理的配慮

障がいのある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

【さ行】

◎サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障がい福祉サービス事業を提供する民間の事業者。

◎差別

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するもの。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

◎肢体不自由

上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がいを持つ人の総称。

◎障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁（障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

◎成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力が不十分な人に対して、財産管理や契約行為等において不利益が生じないように、家庭裁判所で選任された「成年後見人」が生活面・法律面で保護や支援を行う制度。

【た行】

◎地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことであり、地域の実情に応じて整備を行う。地域生活支援拠点等の機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを基本とする。

【な行】

◎難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

◎ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的、精神的、経済的、文化的、社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

【は行】

◎発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

◎バリアフリー

高齢者や障がいのある人の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

◎福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

◎法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、民間企業等に義務付けられている、雇用者全体に占める障がいのある人の比率。平成30年4月以降、国、地方公共団体等は2.5%、民間企業は2.2%とされており、令和3年4月までにさらに0.1%の引き上げとなる。

【ま行】

◎民生委員児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者で、市町村・府の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活状態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③援助を必要とする者への福祉サービスの利用に必要な情報提供、④社会福祉施設への連絡と協力、⑤行政機関への業務の協力等である。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

【や行】

◎ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインすること。

◎要約筆記

難聴者、中途失聴者等に、会議、授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記して意思疎通を図るもの。

交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画

発行年月：令和3年3月

発行：交野市

編集：交野市福祉部障がい福祉課

〒576-0034

交野市天野が原町5-5-1

交野市保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）内

TEL：072-893-6400 FAX：072-895-6065

メールアドレス：hukusi@city.katano.osaka.jp
